

尾張旭市 指定管理者制度の運用指針

令和5年4月

はじめに

公の施設の管理運営については、平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、これまでの「管理委託制度」に替わり地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者も管理運営を行うことができる「指定管理者制度」が創設された。

この指定管理者制度では、民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上、運営の効率化、経費の節減等に効果を発揮できるものと期待されている。

こうした制度改正に伴い、本市においても、市民サービスの向上やより効率的な行財政運営を目指すために、各施設の使命や現状を十分に把握し、指定管理者制度の導入を進めているところである。

指定管理者制度を導入し、管理運営を委ねる際には、条例等の整備や候補者の選定、協定の締結等多くの手続きが必要である。そこで、制度の導入を適切かつ円滑に進められるよう、ここに市の基本的な運用指針を定めた。

また、既に制度を導入した施設においては、その管理運営が法令や協定書、仕様書等に合った運用がされているか、監視、調査、評価及び助言、指導を行うモニタリングを、別冊で編集した「指定管理者モニタリングの手引き」に基づき実施している。

また、指定管理の更新に当たっては、これまでの指定管理期間で培った経験を生かし、必要な改善を図り、よりよい制度を構築していくことが必要である。

本指針等は、指定管理者の導入事務及びモニタリング事務における基本事項を定めたもので、各施設の使命、性質などによりこの例によらない場合もあるが、本指針等の趣旨を十分に理解し、指定管理者制度の適正な運用に努めてもらいたい。

目 次

1	指定管理者制度の概要	1
2	指定管理者制度の導入に向けた基本的な考え方	6
	①指定管理者制度の導入に当たっての基本方針	6
	②指定管理者の募集に係る基本的な考え方	19
3	指定管理者の選定の手続き	20
	①条例で規定する事項について	20
	②公募について	21
	③申請者の要件について	23
	④選定について	25
	⑤指定管理者候補者との協議（仮協定）について	29
	⑥指定管理者の指定（議会の議決）について	29
	⑦協定の締結について	30
4	指定管理者の適正な管理運営に向けて	32
	①事業報告について	32
	②監督・指導等について	32
	③指定管理者が作成した書類の情報公開について	33
	④指定管理者制度の適切な運用に向けて	33
5	指定管理者制度の手続きフロー（公募の例）	34
	①公募による手続きフロー	34
	②公募に関する事務作業のチェックリスト	35

参考資料

地方自治法（指定管理者制度関係部分の抜粋）	36
-----------------------	----

別冊「指定管理者モニタリングの手引き」

1 指定管理者制度の概要

制度改正の概要

「公の施設」の管理運営に関する制度に関し、地方自治法の一部が平成15年9月に改正された。

(関係条文は巻末に添付)

「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほかは、その設置及び管理に関する事項を、条例で定めなければならないとされている。

これまで公の施設の管理は、公正な管理を図る観点から、公共団体(※1)、公共的団体(※2)、政令で定める出資法人(※3)に限って委託できるとした「管理委託制度」により運用されていた。地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設され、住民サービスの向上や運営の効率化を図る観点から、これらの団体に加え、幅広く民間事業者も含む団体の中から地方公共団体が指定する者(指定管理者)(※4)に公の施設の管理を行わせることができるようになった。

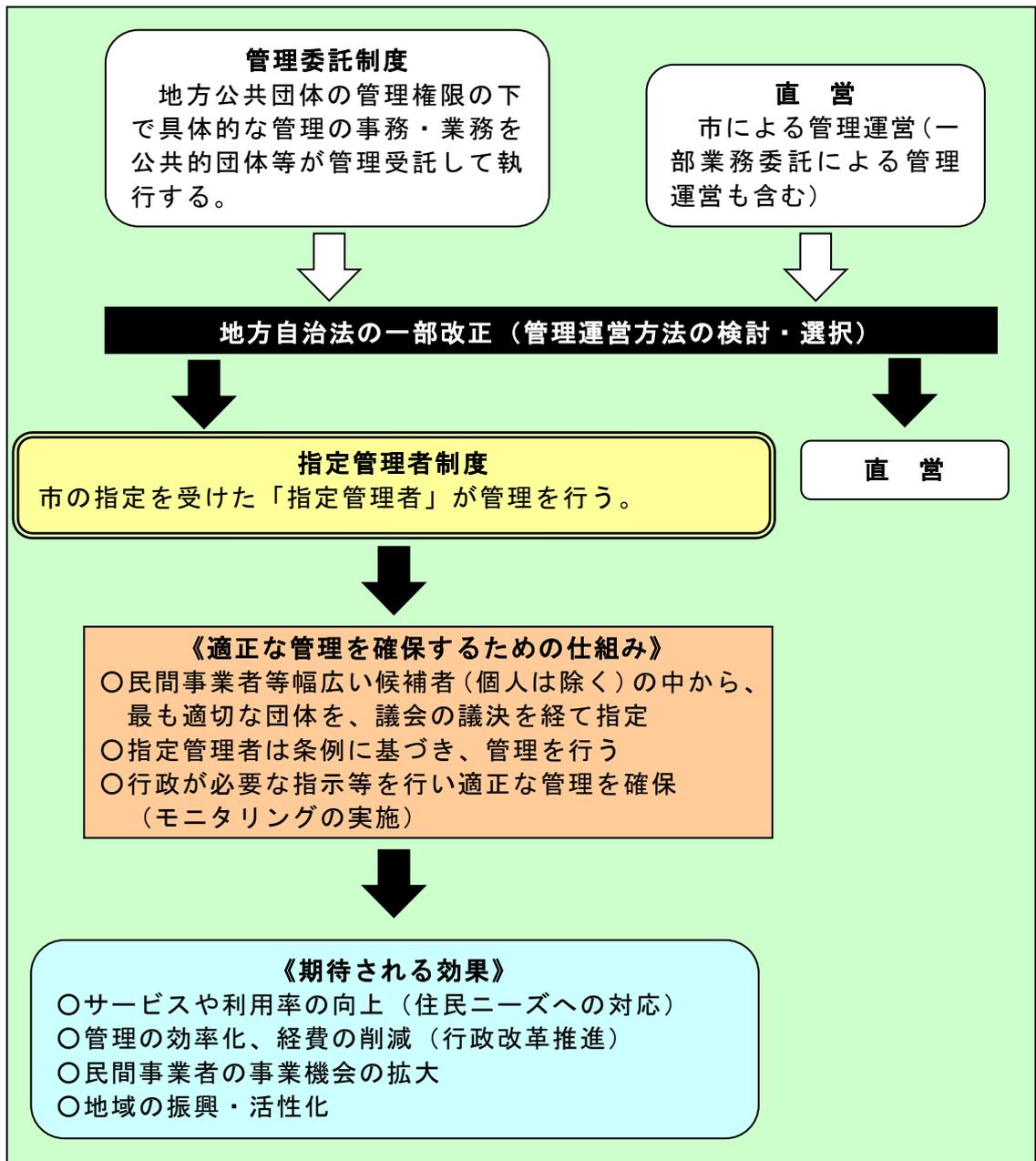
※1 「公共団体」…県、市町村、土地改良区等公の法人

※2 「公共的団体」…農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、地縁団体等公共的な活動を営む団体

※3 「政令で定める出資法人」…市が資本金等の1/2以上を出資する法人又は1/4以上を出資する法人でかつ役職員を派遣している団体

※4 「指定管理者になりうる団体」…上記の団体のほか、民間事業者、NPO法人等(個人は除く)

図式化すると



制度導入の目的

指定管理者制度は公共サービスの提供主体を官から民へ移行させ、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応しつつ、民間の能力・ノウハウの活用や住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としている。

制度運用の視点

- ①民間にできることは、できる限り民間に委ねる。
- ②施設が提供する市民へのサービスや施設の利用率の向上
- ③施設の効果的、効率的な管理による管理コストの削減
- ④透明性や公平性への配慮
- ⑤現在の管理受託団体の自立化の促進
- ⑥設置者としての責務を十分に認識する。

指定管理者制度と 管理委託制度の違い

区 分	指定管理者制度	管理委託制度（従来） 本市では、尾張あさひ苑が該当した。
市との関係	行政処分（※）	契約
権限及び責任	市が指定管理者へ委任 法令により地方公共団体の長のみが行使できる権限は不可（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等）	市
管理者の対象範囲	特段の制約なし （個人は不可）	公共団体、公共的団体及び政令で定める出資法人に限定
利用料金制度	指定管理者の収入とすることができる	受託者の収入とすることができる
施設の利用許可	指定管理者が行うことができる	受託者はできない

※ 「行政処分」…法律に基づき、権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を生じさせる行為をいい、営業許可や特許、施設の利用許可等をいう。

利用料金制度

- ◇指定管理者制度の導入に際し、利用料金制を導入することで自立的な経営が図られる施設や指定期間内に自立的な経営が見込まれる施設、また、会計事務の効率化が図られる場合には、利用料金制度（※）の積極的な導入を検討する。
- ◇利用料金制度の導入に当たっては、施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々の施設ごとに判断していくこととする。

※「利用料金制度」

地方自治法第244条の2第8項の規定では、指定管理者に施設の利用に係る料金（利用料金）を収入として收受させることができるとされている。

この制度は、施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものである。

管理運営を行うために必要な経費の全てを利用料金で賄う場合と、その一部を利用料金で賄う場合がある。

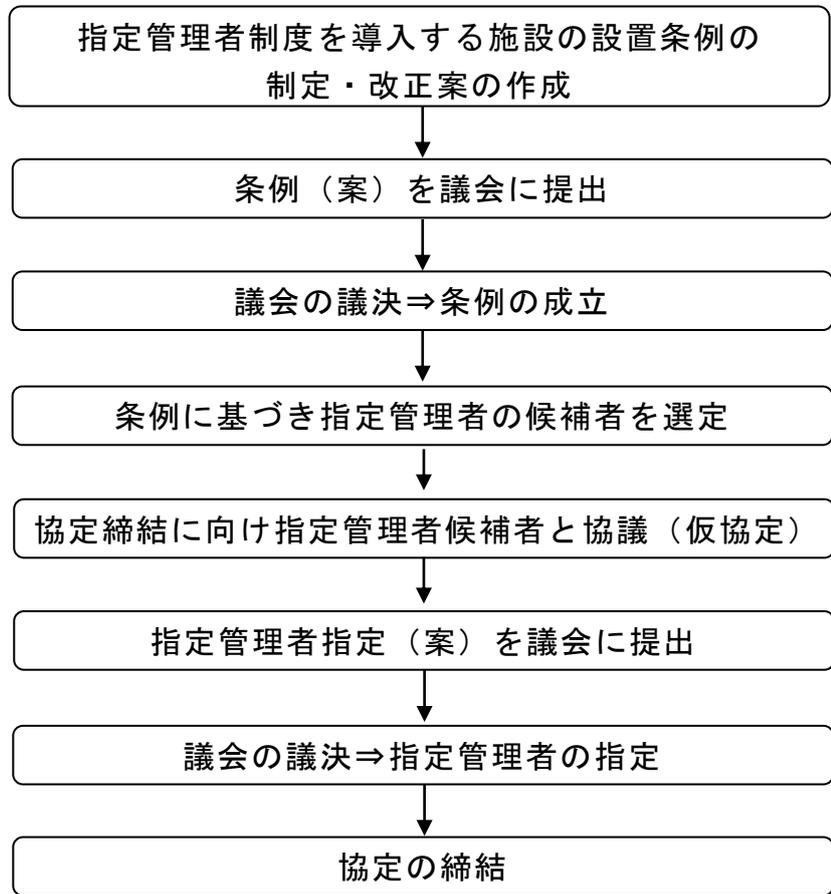
なお、利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、各施設の設置条例の定めるところにより、市の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとされている。

これは、施設経営の基本的な要素である料金の設定について、ある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障を来すことのないよう公的なチェック機能を規定したものである。

指定管理者制度に基づく主な手続き

地方自治法により、公の施設は、指定管理者制度、又は直営により管理するため、今後新規に開設する施設については供用開始時点、指定管理の更新を迎える施設については指定手続開始時点に改めて、指定管理者制度を導入（継続）するか、直営にするかを定める必要がある。検討の結果、指定管理者制度から直営に戻す際には、行政経営本部会議等に諮ることを条件とする。

なお、施設の設置条例の制定・改正（P20～21参照）や議会の議決等、施設所管課における指定の主な手続きは次のとおり。



個人情報の保護

◇施設利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、指定管理者と締結する協定において、個人情報の保護に関する法律の規定に準拠した措置を講じることについて明文化する。

2 指定管理者制度の導入に向けた基本的な考え方

1 指定管理者制度の導入に当たっての基本方針

※この「指定管理者制度の導入に当たっての基本方針」については、平成 17 年度の制度導入時に検討した内容をそのまま掲載しています。(表 2 を除く。)

各施設の導入の判断

直営により管理運営している施設及び外郭団体等へ管理委託している施設等、市の全ての公の施設について、指定管理者制度に移行するか、直営にするかの判断が必要となる。

特に現在直営により管理運営している施設については、設置目的と照らし、適切な管理運営がされているか、民間事業者等のノウハウを導入することにより、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できるか等、公共性や収益性・コスト面から検討し、指定管理者制度に移行するかを決める必要がある。

なお、各施設における指定管理者制度導入の判断は、下記の手順に従い行うこととする。

方向性の決定までの流れ

下記の「判断の手順」によって指定管理者制度導入の検討を行う必要のある施設として位置付けられた施設は、現状の把握、分析等を行うため、検討調書を作成する。(6月～8月)



検討結果を財政課へ提出(9月)



幹部会にて施設ごとの市の方向性を決定(10月)



※導入する場合は、予算要求、事務着手等

判断の手順

ステップ1

施設の設置根拠が下記のいずれかである。

- 法律又はこれに基づく政令
- 地方自治法第 244 条の 2

※各施設の設置根拠は表 1 の一覧のとおり（各課等照会による）

Yes

No

ステップ2

個別の法律において管理主体が限定されている。

Yes

国からの通知等の措置により指定管理者制度の対象施設となる。

※表 2 参照

No

直営による管理運営

No

Yes

ステップ3

指定管理者制度導入の検討を行う必要のある施設として位置付けられるため、様式「指定管理者制度導入検討調書」（P 11～16）により、施設の管理運営状況を改めて把握した上で、各施設を公共性、収益性、コスト面の観点から 3 つのランクに区分し、今後の管理運営方法の方向性を決定する。

なお、複数の施設を所管し、施設の設置目的、設置根拠、管理運営方法等が同一である施設（ふれあい会館、児童館、保育園等）の場合は、検討調書は一括して作成して差し支えないが、検討項目によっては、必要に応じ適宜一覧表を添付して対応する。

表 1 各施設の設置根拠

所 管	施 設	設 置 根 拠		
		自治法 § 244の2	条 例 名	法律又はこれに基づく政令
行政課	庁舎		なし	
財政課	市民会館	○	尾張旭市民会館の設置及び管理に関する条例第2条	
	保養センター尾張あさひ苑	○	尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の設置及び管理に関する条例第2条	
	スカイワードあさひ	○	尾張旭市スカイワードあさひの設置及び管理に関する条例第2条	
	旭城	○	尾張旭市あさひ城の設置及び管理に関する条例第2条	
生活課	ふれあい会館（7ヶ所）	○	尾張旭市ふれあい会館の設置及び管理に関する条例第2条	
	集会所（69ヶ所）		なし	
長寿課	老人いこいの家（15ヶ所）	○	尾張旭市老人いこいの家設置及び管理に関する条例第2条	
こども課	児童館（9ヶ所）	○	尾張旭市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第2条	
	ピンポンパン教室	○	尾張旭市心身障害児通園施設の設置及び管理に関する条例第2条	
	保育園（10ヶ所）	○	尾張旭市保育所の設置及び管理に関する条例第2条	
	健康課	保健福祉センター	○	尾張旭市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第2条
産業課	勤労青少年ホーム	○	尾張旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第2条	
	働く婦人の家	○	尾張旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例第2条	
	勤労福祉会館	○	尾張旭市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例第2条	
	ふれあい農園	○	尾張旭市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例第2条	
	宮浦会館	○	尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館の設置及び管理に関する条例第2条	
環境課	汚水処理施設	○	尾張旭市汚水処理施設の設置及び管理に関する条例第2条	
	旭平和墓園	○	尾張旭市旭平和墓園の設置及び管理に関する条例第3条	
清掃課	環境事業センター		なし	
土木課	市道			道路法第8条（認定）
	準用河川			河川法第100条（指定）
都市計画課	都市公園 （街区52ヶ所、近隣2ヶ所、 総合1ヶ所、緑地10ヶ所）		尾張旭市都市公園条例第2条	都市公園法第2条の2（公告）
	児童遊園（3ヶ所）	○	尾張旭市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第2条	
	ちびっ子広場（46ヶ所）	○	尾張旭市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第2条	
	新池公園（南部拠点施設）	○	尾張旭市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例第2条	
建築課	市営住宅（3ヶ所）		尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例第3条	公営住宅法第3条
区画整理課	北山区画整理集会所		なし	
下水道課	浄化センター（2ヶ所）			下水道法第3、4条（事業認可）
上水道課	水道施設 ※			水道法第6条（事業認可）
消防本部総務課	消防庁舎		なし	
	消防団車庫（6ヶ所）		なし	
教育行政課	小・中学校（12ヶ所）	○	尾張旭市立学校設置条例第2条	学校教育法第2条
	学校給食共同調理場（2ヶ所）		尾張旭市学校給食共同調理場設置条例第1条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
生涯学習課	野外活動センター	○	尾張旭市野外活動センター設置及び管理に関する条例第1条	
	公民館（9ヶ所）		尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例第2条	社会教育法第21条
	図書館		尾張旭市立図書館条例第1条	図書館法第10条
体育課	体育施設（14ヶ所）	○	尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例第2条	
文化振興課	文化会館	○	尾張東部（尾張旭）地域文化広場の設置及び管理に関する条例第2条	
	どうだん亭	○	尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例第2条	

表2 地方自治法の規定以外で国からの通知等の措置により
指定管理者制度の導入できる施設の範囲

※公の施設は、個別法において施設の位置、管理、運営が規定されているものもあり、施設の種類によっては指定管理者による管理範囲が限定されている。そのため、以下のとおり指定管理者に委ねられる範囲等について、所管省庁の通知等をもとに施設別に整理した。

施設	担当	法律等	区分	措置の概要
都市公園	国土交通省	都市公園法	法律通知	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園全体又は区域の一部の管理について指定管理者に行わせることができる。 ・ただし、公園管理者のみが行うことができる事務(占有許可、監督処分等)以外の事務(行為の許可、自らの収入とする利用料金の收受、事実行為(施設の点検・維持補修・清掃・巡回、植栽の管理、使用料の收受等)等)に限定される。 ・なお、行為の許可等、公権力の行使に係る事務を行わせることについては、慎重に判断すること。 ・また、たとえばPFI事業者が事実行為として整備した公園の一定規模の区域を指定管理者制度により管理を行うことができる。 ・そのほか、従前どおり都市公園法第5条にある設置管理許可制度(公園管理者以外の者に設置管理させること)は有効であり、指定管理者制度を用いなくても、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園管理者以外の者が公園施設の設置管理を行い、自らの収入として料金收受すること等ができる。 <p><参考> 平成15年9月2日 国土交通省 「指定管理者制度による都市公園の管理について」</p>
河川	国土交通省	河川法	通知	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、管理委託制度により行っていた河川管理に係る事務について、指定管理者に行わせることができる。 ・ただし、①行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び②行政権の行使に伴う事務(占有許可、監督処分等)以外の事務(河川の清掃・除草、①②に該当しない建設・維持修繕工事(階段、手摺り、スロープ等河川の利用者に資するものに限る。)の実施、ダム資料館等の管理・運営等)に限定される。 <p><参考> 平成16年3月26日 国土交通省 「指定管理者制度による河川の管理について」</p>
下水道	国土交通省	下水道法	通知	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道における指定管理者制度の適用については、地方自治体の長のみが行うことができる事務以外の事務として、下水処理場等の維持管理(運転管理、水質・汚泥の検査分析、沈砂・汚泥の運搬、設備機器の保守・点検、薬剤等の管理・調達、施設の清掃・植栽管理・補修等)、管渠の維持管理(保守点検、補修、清掃等)、使用料の徴収管理等の事実行為に限定される。 ・一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できない。 <p><参考> 平成16年3月30日 国土交通省 「指定管理者制度による下水道の管理について」</p>

施設	担当	法律等	区分	措置の概要
道路	国土交通省	道路法	通知	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理に係る事務について指定管理者に行わせることができる。 ・ただし、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(道路の維持・修繕・清掃・除草・駐車料・占有料等の徴収、道路台帳の調製・保管、占有工事の施行、占有工事計画書の受理、違法放置物件の除去・売却・廃棄、道路標識・区画の設置、車両通行、許可証の交付、長時間放置車両の移動・保管等定型的な行為に該当するもの等)に限定される。 <p>〈参考〉平成16年3月31日 国土交通省 「指定管理者制度による道路の管理について」</p>
公営住宅	国土交通省	公営住宅法	通知	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、管理委託制度により行っていた公営住宅の管理に係る事務(事業主体の業務の補助(募集案内の作成、申込書の配布、入居決定通知の発送、家賃の通知、入居手続事務等)、私人の公金取扱の規定に基づく家賃・敷金の徴収、駐車場等共同施設の使用料の收受、事実上の業務(メンテナンス、清掃、修繕、植栽管理等)について指定管理者に行わせることができる。 ・ただし、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務(利用料金である家賃及び敷金等の決定や減免等)は、指定管理者に委任して行わせることができない。 <p>〈参考〉平成16年3月31日 国土交通省 「公営住宅の管理と指定管理者制度について」</p>
学校	文部科学省	学校教育法	周知	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に支障のない業務(施設の維持補修、清掃、情報システムの管理、プールの運営等)については、民間事業者等に対して業務委託することはできる(ただし、政府において特区対応されていること、また平成16年3月4日の中央教育審議会において「検討すべき」との答申がなされていることから、当面は構造改革特区における特例としてのみ検討することができる。)が、学校教育に係る管理運営の民間への包括的な委託について、学校教育法の規定により現状では指定管理者制度の導入の対象外となっている。
公民館	文部科学省	社会教育法	周知	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の管理に係る事務について指定管理者に行わせることができる。 ・社会教育法には、公民館には館長を置く規定があり、その任命は教育委員会が行うこととされている。 ・ただし、当該施設に公務員たる職員がいない場合には、上記規定は適用されず、指定管理者が管理を行う場合には、館長を置く必要はあるが、館長業務を含めた公民館運営を全面的に行わせることができる。

施設	担当	法律等	区分	措置の概要
図書館	文部科学省	図書館法	周知	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の管理に係る事務について指定管理者に行わせることができる。 ・図書館法には、公立図書館には館長を置く規定があり、その任命は教育委員会が行うこととされている。 ・ただし、当該施設に公務員たる職員がいない場合には、上記規定は適用されず、指定管理者が管理を行う場合には、館長を置く必要はあるが、館長業務を含めた図書館運営を全面的に行わせることができる。
社会福祉施設	厚生労働省	社会福祉事業法	通知	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設(老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホームや児童福祉法に規定する保育所等)の管理に係る事務について指定管理者に行わせることができる。 ・ただし、指定管理者に委ねることのできる業務は、個別法による制約の範囲に限定される。 <p>〈参考〉平成15年8月29日 厚生労働省 「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」</p>
その他厚生労働省所管施設	厚生労働省	地域保健法等	周知	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健法に定める市町村保健センター、水道法に定める水道施設(第3条第8項)、「農山村保健対策の推進について(昭和59年1月14日通知)」に基づく農村健診センター、「健康科学センターの整備について(平成7年8月8日通知)」に基づく健康科学センター、「難病特別対策事業について(平成10年4月9日通知)」に基づく難病相談・支援センターが指定管理者制度の対象となる。 ・なお、保健所については、公の施設に該当しないため、本制度の対象とならない。

※上記は、現在把握しているものであり、施設を所管する課等によっては、各省庁からの通知等の有無に留意する必要がある。

指定管理者制度導入検討調書

○担当

部等名

課等名

係名

○施設の名称

○設置年月日

年 月 日 (年 月経過) ※平成17年4月1日現在

○施設の設置根拠

○施設の設置目的

○施設で実施する主な事業や活動

○行政としての関与の必要性

※事務事業評価表のB表を参考に記入する。

○開館時間、休館日

○施設の管理体制（施設配置職員、委託による管理人等）

一般職員

人・嘱託

人・臨時

人・その他

人

雇用期間、契約期間等の取り決め事項（ex.定年、単年度契約等）

有（

）・無

○人件費（一般職員、嘱託員、臨時職員）

※平成16年度最終の事務事業評価表（人件費、事業費内訳欄）より転記する。なお、それにより
 難しい場合は他の方法により積算することとするが、根拠を明確にしておくこと。

※施設の管理運営（施設維持管理、事業運営等全て）に関わる職員分を記入する。

一般職員	嘱託員	臨時職員	計
人工	人	人	人工 ・ 人
千円	千円	千円	千円

○施設の管理運営に要する内訳（人件費以外）

※平成16年度最終の事務事業評価表（事業費内訳欄）より転記する。

※施設の管理運営（施設維持管理、事業運営等全て）に関わる項目（細々節名）を記入する。

上記の事業費合計 _____ 千円

○施設の使用料徴収

有	（平成16年度決算額	千円）	・	無
---	------------	-----	---	---

○施設の使用許可

有	（平成16年度許可件数	件）	・	無
	（平成16年度利用者数	人）		

○管理に当たり特に考慮すべき事項

○関連する類似施設（市以外の主体が実施するものを含む）

○尾張東部地区広域行政圏及び近隣市町の指定管理者制度導入への取組状況

瀬戸市	
豊明市	
日進市	
長久手町	
東郷町	
春日井市	
小牧市	

○その他、国、県、他市町村の情報

--

○当該施設の指定管理者制度導入に対する担当部課長等担当者の意見

--

指定管理者制度への適合性の判断手順

施設ごとに直営による管理運営か、指定管理者による管理運営に移行するかの判断を下記の視点から行い、ランクに応じて指定管理者制度の導入を検討する施設であるかを決定する。

- ①行政が関与する必要があるかどうかの「公共性」
- ②利用者数及び料金設定により、収入を増やすことが可能かどうかの「収益性・コスト面」

施設ごとに「①公益性」と「②収益性・コスト面」から該当する項目にチェックする。

複数の項目にチェックがついた場合は、最も点数の低いものをその得点とする。

①公共性に関するチェック

チェック項目		点数	チェック欄
公共性	専門職員が従事する施設で、他への配置転換が困難な施設	1	
	近年中に廃止等が予定されている施設	1	
	生命に関する重要なサービスを提供する施設 (※1)	2	
	個人情報の管理等が極めて重要な施設 (※2)	2	
	行政職員が従事する割合が低く、業務委託でも対応できる施設	3	
	民間事業者等に任すことで、利用者ニーズにあった開館日、開館時間の拡大等が期待できる施設	3	
	民間事業者等による運営が可能で、ノウハウの活用が期待できる施設	3	
	同様・類似のサービスを提供する民間事業者等が存在する施設	3	

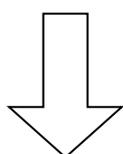
②収益性・コスト面に関するチェック

収益性 ・ コスト面	チェック項目	点数	チェック欄
	直営の方が安価に管理することができる施設	1	
	指定管理者を導入し、公募等しても管理者となる事業者等が現れそうにない施設	1	
	規則等で規定され、収益性向上の裁量余地がなく（※3）、民間事業者等が参入するメリットがない施設	2	
	民間事業者等に任すことで、コストの削減を見込むことができる施設	3	
使用料や利用料金のみで運営ができる収益施設	3		

※1…ライフライン関連施設

※2…氏名、住所等のほか所得、勤務先、家族構成等の情報を扱う施設

※3…使用料や利用料金が無料の施設等、収益性向上の面で指定管理者の自由裁量が少ない施設



①、②の得点を下表にあてはめる。

② 収益性・ コスト面	3	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅢ
	2	ランクⅠ	ランクⅠ	ランクⅢ
	1	ランクⅠ	ランクⅠ	ランクⅡ
		1	2	3

① 公共性

ランク区分

- ランクⅠ → 直営が望ましい施設
- ランクⅡ → できる限り指定管理者制度の導入を検討する施設
- ランクⅢ → 積極的に指定管理者制度の導入を検討する施設

ランクⅠの場合（直営が望ましい施設）

直営で管理運営する効果、メリット等

--

ランクⅡの場合（できる限り指定管理者制度の導入を検討する施設）

①導入予定時期

②3～5年を目途に導入できない場合はその理由

（どのような状況になったら導入できるのか）

①
②

ランクⅢの場合（積極的に指定管理者制度の導入を検討する施設）

①導入予定時期

②導入までに整理すべきこと（ハード・ソフト）

③導入までに必要な費用

④指定管理者制度を導入した場合の効果（3つ程度）

①
②
③
④

導入する施設の方針

(1) 管理委託から指定管理者に移行した施設

《方針》

尾張あさひ苑については、市民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な運営を図るため、指定管理者制度を導入したが、施設の今後のあり方が決定するまでの間は現指定管理者により運営を行う。

(2) 直営から指定管理者になる施設

《方針》

施設ごとに指定管理者制度の導入の可否を検討し、導入する場合は、次により指定管理者を選定する。

公募により指定管理者を選定する施設

◇民間事業者のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な運営が期待できる場合は、公募により指定管理者を選定する。

公募によらず指定管理者を選定する施設

◇施設の使用がもっぱら地域住民・団体等に限定される施設、管理経費が小規模な施設、地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる施設については、公募をせず地域住民が構成する団体等を指定管理者として選定することができる。

(3) 新規開設施設

《方針》

◇新規に開設する公の施設のうち、直営によらない施設については、開設にあわせ指定管理者制度を導入し、原則公募により指定管理者の選定を行う。

◇地域住民団体等を指定管理者とすることが望ましい場合や公募による指定管理者の選定が困難と客観的に認められる場合については、公募をせず地域住民団体等を指定管理者として選定することができる。

公募について

- ◇指定管理者の募集に当たっては、能力のある民間事業者等の幅広い参入の機会を確保しつつ、公正かつ透明性を確保する面から、原則公募とする。
- ◇施設の設置目的、性格、規模等により特定の団体に管理を行わせることが適当と認められる場合等については、公募によらず指定管理者を選定することができるものとする。

募集単位について

- ◇公募は、原則として1施設ごとに行うこととする。
- ◇市民サービスの向上や施設の管理運営の効率化が見込まれる場合には、複数の施設を一体のものとして一括公募することができるものとする。

指定の期間

- ◇サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的な管理運営を実現できるよう、指定管理者の指定期間は、原則5年とする。
 - ◇施設の設置目的や性質を考慮する場合や、制度導入初期における試行期間的な場合等は、必要に応じ指定期間を短縮するものとする。
 - ◇指定管理の更新を迎える施設についても、指定期間は原則5年とするが、福祉施設等の長期的に安定したサービスが求められる施設については、行政経営本部会議等に諮った上で、5年を超す期間を設定することも可能とする。(ただし、上限は10年とする。)
- ※各施設の設置条例の改正が必要

3 指定管理者の選定の手続き

1 条例で規定する事項について

指定管理者制度を導入しようとする場合は、地方自治法第244条の2第4項に基づき、あらかじめ、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲及びその他必要な事項を条例で定めることが必要である。

施設所管課においては、手続条例に定める事項のほか、各施設の設置条例に必要な事項を規定する。

指定の手続

- ◇申請方法や選定基準等を定める。
 - ◇「公募」⇒「申請」⇒「選定」⇒「議会の議決」⇒「協定の締結」等の手続の流れを定める。
- ※手続条例に規定。**

管理の基準

- ◇住民が施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）を定める。
 - ◇施設の適正な管理を行う上で必要不可欠な業務運営の基本的事項（管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い等）を定める。
- ※手続条例に一部規定。**

業務の範囲

- ◇指定管理者が行う管理業務の具体的な範囲（使用許可、施設の維持管理等の範囲）を、各施設の目的や態様等に応じて設定する。

その他の事項

- ◇施設の目的や態様等に応じて、その他の必要な項目を定める（利用料金制度、事業報告、指定の取消し・業務の停止等）。**※手続条例に一部規定。**

条例で定める指定管理者関連の事項 例

◆手続条例等

- ①指定管理者の公募
- ②指定の申請
- ③選定の基準
- ④指定の手続
- ⑤協定の締結
- ⑥指定管理者の事業報告
- ⑦指定の取消し
- ⑧原状回復義務、損害賠償
- ⑨管理の基準（個人情報取扱い）
- ⑩指定等の告示 等

◆個別条例

- ①施設で実施する事業
- ②管理の基準（開館時間、休館日等）
- ③指定の期間
- ④指定管理者による業務の範囲
- ⑤利用料金制 等

2 公募について

- ◇公募に当たっては、広く応募者を募り、透明性・公平性を確保した上で選定を行う必要がある。
- ◇募集に際しては、市役所の掲示場において公告し、併せて広報誌や市のホームページ等を活用して公表する。
※施行規則第2条に規定
- ◇募集要項及び仕様書には、手続条例等に定める事項のほか、指定の期間、管理に係る費用の支払い等についての事項を明記する。
- ◇応募者が詳細な見積りや提案を行うために募集公表から提案締切まで2か月程度の期間を確保することが望ましい。
- ◇募集にかかる事務は、施設を所管する各課等において実施する。
- ◇事前に応募する事業者等が想定されるか等の調査を行うことも必要である。



参考例①

募集要項に定める事項 例
<ul style="list-style-type: none"> ①募集の概要（名称、所在地、指定の期間、管理経費※等） ②応募の資格 ③応募の方法（提出書類、提出部数、提出期限、提出先等） ④選定の方法（審査方式、審査基準、選定結果の通知等） ⑤説明会の開催 ⑥質疑回答 ⑦スケジュール ⑧留意事項 等 <p>※提出書類の様式等を添付、又はホームページからダウンロードできるようにする。</p>



参考例②

仕様書に定める事項 例
<ul style="list-style-type: none"> ①施設の概要（名称、所在地、設置目的、構造、施設内容、年間利用者数、開設年月等） ②指定の期間 ③業務内容及び管理の基準（〇〇〇の運営に関する事、〇〇〇の施設及び設備の維持管理に関する事、事業計画、事業報告等） ④リスクの分担 ⑤物品の管理 ⑥その他留意事項 等

※その他募集に関する資料として、施設利用状況、収支状況、施設・設備等に関する関係図面、関係例規等を添付又は閲覧に供する。

※既に指定管理者制度を導入している施設にあつては、応募者等からの問い合わせに対応するために、施設利用状況や収支状況、施設・設備等の修繕記録などの情報を閲覧できるよう整えておく必要がある。

※また、予定される協定条件を認識してもらうため、募集の折に申請団体に対し基本協定書の案を提示する。

公募にかかる手順 例

- ①募集要項の公表・配布
- ②説明会、現地見学会
- ③公募に関する質問及び回答
- ④応募書類の受付
- ⑤選定会議（P 27 参照）等が行う書類審査、ヒアリング
- ⑥選定結果の通知
- ⑦優先候補者との条件等協議（仮協定）
- ⑧指定管理者の指定（議会の議決）
- ⑨協定の締結

3 申請者の要件について

◇申請者の資格要件は次のとおりとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ②市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ③本市又は他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続中でないこと。
- ⑤最近3年間に法人税（法人以外の団体の場合は、代表者の所得税）、消費税及び地方消費税並びに市町村税を滞納していない者であること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等でないこと。
- ⑦尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日愛知県守山警察署と締結）に規定する排除措置対象法人等でないこと。
※合意書に基づき守山警察署に応募者の情報を提供し、排除措置対象法人か否かを財政課から照会する。
- ⑧地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する団体等でないこと。
（請負の例により、地方自治法の規定を準用。）
- ⑨その他市長が必要に応じ定める事項に該当しないものであること。

申請書類の内容 例

- 指定管理者指定申請書（施行規則による。）
- 事業計画書、収支計画書
 - ※様式の内容は、候補者選定の際に審査する項目に対応したものとすること。
- 関係書類
 - ※グループ応募の場合は、各構成団体にも以下の書類を提出させること。
 - ①定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ②役員名簿（氏名（フリガナ）、生年月日、性別及び住所記載のもの）
 - ③誓約書
 - ④団体に関する書類
 - ア 法人の場合
 - ・当該法人の登記事項証明書（現在事項証明書）
 - ・過去3か年の法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書
 - ◀税務署で発行＞
 - 納税証明書（その1）…法人税に係るもの
 - 納税証明書（その3の3）
 - …法人税、消費税及び地方消費税に係るもの
 - ◀市町村で発行＞
 - 納税証明書…法人市町村民税に係るもの
 - ・過去3か年の貸借対照表及び損益計算書
 - ・過去3か年の人員表
 - ・会社概要やパンフレット ※必須ではない
 - イ 法人以外の団体の場合
 - ・過去3か年の収支決算書
 - ・代表者の過去3か年の所得税、消費税、地方消費税及び市町村民税の納税証明書
 - ◀税務署で発行＞
 - 納税証明書（その1）…申告所得税に係るもの
 - 納税証明書（その3の2）
 - …申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの
 - ◀市町村で発行＞
 - 納税証明書…市町村民税に係るもの
 - ・代表者の身元証明書及び履歴書
 - ・過去3か年の人員表

選定基準の作成

- ◇指定管理者の選定に当たっては、申請者の中から最も適切な管理を行うことができると認められる団体を総合的に判断して候補者を選定する。
- ◇選定の基準については、手続条例第5条の規定を踏まえ、審査項目を設定するものとする。
- ◇より効率的かつ円滑に審査を行うためには、審査項目と応募の際の申請書類が対照できるよう、あらかじめ整理しておく必要がある。

手続条例上の選定基準

- ①利用者の平等利用の確保及びサービスの向上
- ②施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減
- ③管理を安定して行う物的、人的能力
- ④その他の要件

※新規参入の団体にも広く門戸を開放するとの考え方から、現指定管理者のモニタリング評価結果に基づく選定前段階での評点の加減点を行わないこととする。

※ただし、現指定管理者のモチベーションを向上させるために、選定会議の構成員への配付資料にモニタリング評価結果を加えるなど、その実績に報いる仕組みを検討する必要がある。

※審査基準は、指定管理者の候補者を選定する時のみ活用するものではなく、指定管理業務のモニタリングにおいても基本的に同一項目で評価を行い、一貫性を持たせる必要がある。



審査基準（＝事業計画書に記載する項目） 例

- (1)－① 利用者の平等利用の確保
 - ア 本施設を管理運営するに当たっての運営方針
 - イ 高齢者、妊産婦、障害者等の施設利用に対する配慮
- (1)－② サービス向上
 - ア 利用者等の意見や要望を把握し、反映させる方策
 - イ 利用者等とのトラブルの未然防止策及び発生時の対応策
- (2)－① 施設の効用の発揮
 - ア 利用拡大を図るための方策
 - イ 地域、関係機関、ボランティア等との連携の方策
 - ウ 施設や設備の維持管理を効率的に行うための方策
 - エ 緊急時の連絡体制
 - オ 施設運営上発生するリスクや事故発生時の対応
- (2)－② 管理経費の縮減
 - ア 上限提示額に対する提案額の割合※
 - イ コスト縮減のための民間ならではの創意工夫
 - ウ 利益の一部を市に還元する提案
- (3)－① 物的能力
 - ア 収支計画の妥当性、実現可能性※
 - イ 個人情報保護のための対応
 - ウ 情報公開への対応
- (3)－② 人的能力
 - ア 当該施設の維持管理に係る組織、人員体制
 - イ 職員への指導内容及び研修体制

※その他の要件は施設の設置目的に応じた項目とする。

- (4)－① 自主事業
 - ア 自主事業の提案
- (4)－② その他提案
 - ア 施設を活用した新たなサービス展開の提案
 - イ 地域雇用や地元企業活用など地域活性化の提案
- (4)－③ 運営実績 <事業計画書表面に記載>
 - ア 他団体や類似施設における運営実績
- (4)－④ . . .

※他の提出書類から審査する項目であり、事業計画書に記載するものではない。

選定会議の設置

◇指定管理者の選定に当たっては、公正かつ適正な審査を行うため、選定会議を設置する。

◇選定会議は、指定管理者制度全体を統括する市職員と、施設の管理運営に精通した市職員で構成する。

【構成例】

(1) 施設所管部長 (2) 施設所管課長

(3) その他施設の管理運営に精通した市職員

ただし、当該構成員が、申請団体の役職員又はこれらの者の親族である等、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる場合には、構成員となることができないものとする。

◇外部専門家による助言

法人の適格性、経理面での安全性等の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要があると認めるときは、公認会計士や学識経験者等の有識者に依頼し、アドバイザー（助言者）として協力を得ることができる。また、施設の専門性を踏まえ施設に適した専門家に依頼し、アドバイザーとして協力を得ることができる。

◇会議の位置付け

市職員で構成する組織であるため、「附属機関等の基本的取扱いに関する要綱」に定める「附属機関」「懇談会等」ではなく、「その他」の位置付けとする。

◇選定会議の人数

構成員として、市職員については5、6名程度、アドバイザーとしての有識者については1～2名とする。

◇設置根拠

要綱（尾張旭市〈施設名：〇〇〇〉指定管理者選定会議設置要綱）により設置する。

◇選定会議では、手続条例第5条及び別に定める選定基準に基づき、書類審査、ヒアリングを実施し、議会での議決、協定の締結に向け、優先順位を決定する。

◇審査事項には事業者等のノウハウなどの情報が含まれるため、選定会議は非公開とするが、選定方法や選定結果等についての情報は可能な限り公開し、透明性・公平性の確保に努める。

◇公募によらず指定管理者の選定をする場合にも、説明責任が果たせるよう、こうした会議の例によることが望ましい。

参考例⑤

参考例⑥

参考例⑦

選定結果の通知



参考例⑦⑧

◇優先候補者の選定後には、その結果について申請を行った全ての団体に対し通知する。また、併せてホームページで当該結果や選定経過を公表する。

5 指定管理者候補者との協議（仮協定）について

- ◇協定の締結に向け、指定の議決に先んじて優先候補者との協議を行い、管理運営に関する詳細な事項について確認の上、相互の条件等を調整する。
- ◇上記の協議で優先候補者と合意できた条件を明文化する必要があると認められる場合には、双方が議決後の協定内容を事前に確認し合い（仮協定）、指定議決後、協定の締結が円滑に行えるように努める。

6 指定管理者の指定（議会の議決）について

- ◇指定管理者の指定についての議案を作成し、「指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地」、「指定管理者に指定する団体の名称及び住所」、「指定の期間」等の議決により、指定管理者を指定する。
- ◇指定をしたときは、その旨を告示するほか、当該団体に通知するものとする。また、広報及びホームページでも公表を行う。
※施行規則第7条第1項に規定
- ◇指定管理者に支払う指定管理料については、総務省から「指定管理者制度の運用について（平成22年12月28日付け総行経第38号）」において、債務負担行為を設定することが示されたことから、指定の議決に併せて債務負担行為を設定することとする。
（総務省通知文は巻末に添付）

参考例⑨

- ◇指定管理者の指定を受けた団体と、「市が支払うべき管理に係る費用や利用料金の取扱い」、「事業計画、業務報告、事業報告」、「個人情報取扱い」等、管理運営業務の実施に当たり必要な事項についての協定を締結する。
- ◇年度協定書については、支出負担行為時期との整合を図るため、4月1日付けで締結する。
- ◇協定書の決裁区分については、尾張旭市決裁規程における委託料に準ずる取扱いとする。
- ◇利用料金制度を適用する場合には、指定管理者が設定した額を承認する手続きが必要になる。
- ◇指定管理業務に関する協定書は契約書とは性質を異にするものであり、平成18年度から20年度に導入した施設に係る基本協定書及び年度協定書への収入印紙の貼付は、名古屋国税局から尾張瀬戸税務署を通じ不要との回答を得た。(平成20年6月17日)
こうした経緯も踏まえ、今後の導入施設にあっては、参考例による限りは同様の扱いが想定されるが、協定内容に特異性のあるものは、個別に税務署に照会する必要がある。
- ◇使用料を減免している団体の利用料金減免相当分の取り扱いについては、あらかじめ指定管理料に相当分を上乗せして支払い年度末に精算する方法と、実績に基づき指定管理者から請求を受ける方法のいずれかをあらかじめ指定管理者と協議をする必要がある。



※参考例では仮協定の例を示す。



協定で定める事項 例	
	【基本協定書】
	①管理物件に関する事項
	②指定の期間に関する事項
	③業務の範囲に関する事項
	④個人情報の保護に関する事項
	⑤情報公開に関する事項
	⑥事業計画に関する事項
	⑦モニタリングに関する事項
	⑧市が支払うべき管理費用(指定管理料)に関する事項
	⑨利用料金に関する事項
	⑩指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
	⑪損害賠償に関する事項
	⑫不可抗力による費用負担等に関する事項
	⑬原状回復及び業務引継ぎに関する事項
	⑭自主事業に関する事項
	⑮その他市長が必要と認める事項
	【年度協定書】
	①基本協定に定めのない当該年度固有の事業に関する事項
	②年度の指定管理料に関する事項

4 指定管理者の適正な管理運営に向けて

1 事業報告について

- ◇指定管理者は、毎年度終了後、施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、4月30日までに市に提出する。(手続条例第8条)
※個別条例の定めにより尾張あさひ苑は5月31日まで
- ◇事業報告書には基本的な項目として、「管理業務の実施状況や利用状況」、「使用料又は利用料金の収入の実績」、「管理経費の収支状況」等のほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項を記載させることとする。

2 監督・指導等について

- ◇施設管理の適正を期すため、市長は指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地調査し、または必要な指示を行うことができるようにする等、指定管理者への監督・指導の徹底を図る。(手続条例第9条)
- ◇指定管理者が指示に従わないときや、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し、または期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。(手続条例第10条)
- ◇指定管理者による施設の管理運営が、法令や協定書、市の示した仕様等に合った運用がされているか、それを監視、調査、評価及び助言、指導を行う必要があることから、本市における統一的な考え方により、施設所管においてモニタリングを実施する。
- ◇指定管理者のモニタリングに関しては、別冊「指定管理者モニタリングの手引き」によることとする。

3 指定管理者が作成した書類の情報公開について

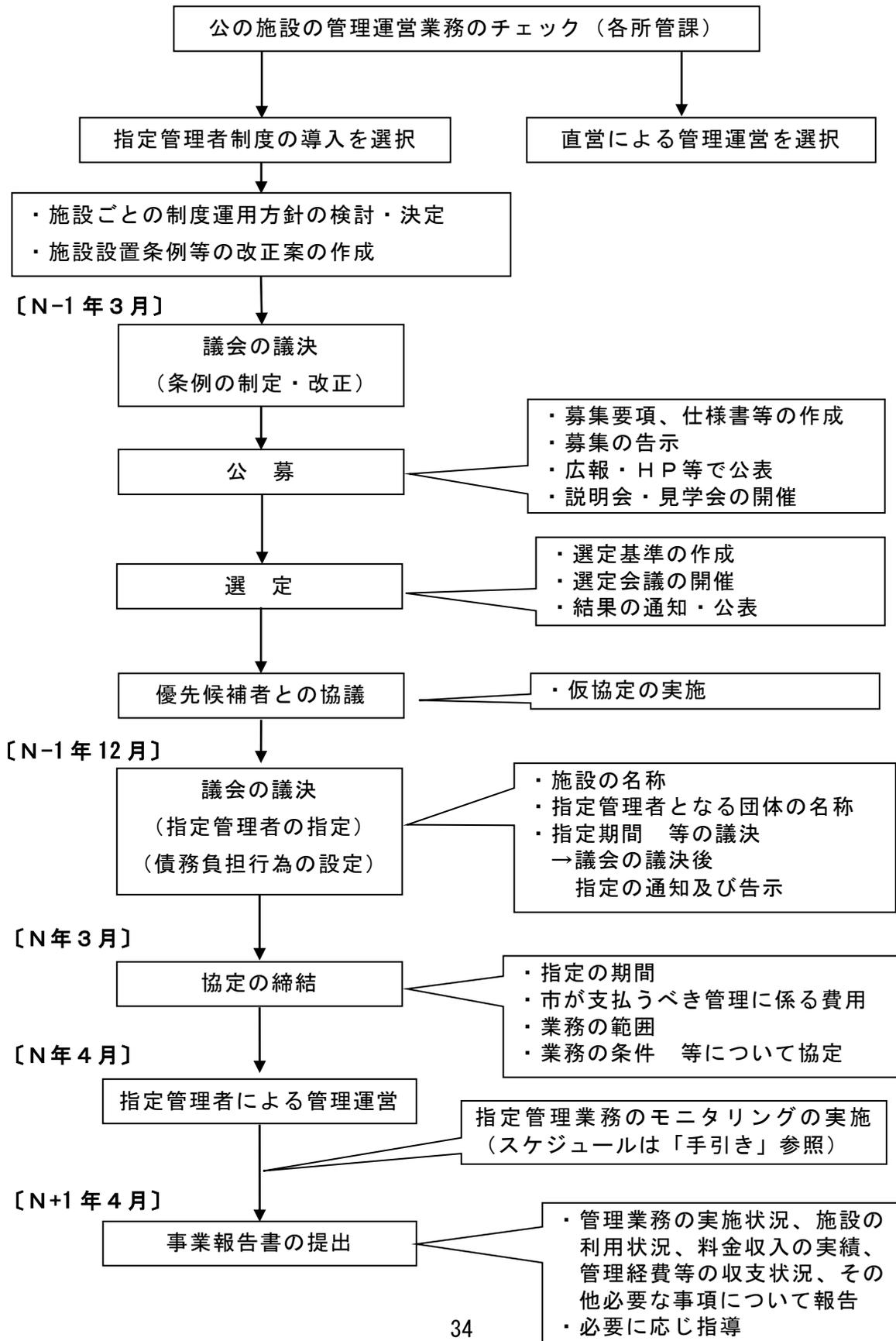
- ◇指定管理者が作成した事業計画書や収支計画書等が情報公開請求の対象となる事例が、本市に限らず多くの地方公共団体において発生している。
- ◇情報公開請求に関する事務は、尾張旭市情報公開条例に基づき進めることとなる。
- ◇情報公開条例の目的は、「市の保有する情報を公開し、もって市の市民に対する説明責任を全うする」こととされているが、事業計画書や収支計画書等は、指定管理者のノウハウが詰まった財産であり、知的財産保護の観点からも、その取り扱いについては、慎重を期さねばならない。
- ◇このことから、指定管理者が作成した書類の情報公開請求が出された場合は、財政課及び総務課と連携し、適切に事務を進めることとする。

4 指定管理者制度の適切な運用に向けて

- ◇指定管理者制度の運用指針については必要に応じ適宜見直しを行う。
- ◇直営施設については、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、運営実態の検証を随時行い、必要に応じ指定管理者への移行を図る。
- ◇指定管理者制度による運営が、市の政策上支障をきたす場合は、必要な措置を講じた上で直営による管理運営に切り替えることができるものとする。
(P 5 参照)

5 指定管理者制度の手続きフロー（公募の例）

1 公募による手続きフロー



2 公募に関する事務作業のチェックリスト

年月（例）	手続の項目	内容
導入前々年度 12～1月	条例改正（制定）案作成	<input type="checkbox"/> 設置条例等改正（制定）案の作成
3月	条例改正（制定）議決	<input type="checkbox"/> 条例の改正（制定）
導入前年度 4～5月	施設の指定管理者制度の運用方針検討・決定	<input type="checkbox"/> 管理経費の算定
	公募に向けた作業	<input type="checkbox"/> 公募に向けての広報・ホームページの掲載原稿の作成 <input type="checkbox"/> 審査基準の精査 <input type="checkbox"/> 募集要項の作成 <input type="checkbox"/> 仕様書の作成 <input type="checkbox"/> 申請書類等の作成 <input type="checkbox"/> 協定書案の作成
6～11月	募集要項の配布・公募	<input type="checkbox"/> 募集要項等の配布、募集の告示 <input type="checkbox"/> 説明会、見学会の開催 <input type="checkbox"/> 質疑への回答
	選定に向けて	<input type="checkbox"/> 尾張旭市<施設名：○○○>指定管理者選定会議設置要綱の制定 <input type="checkbox"/> 申請書類の受付、整理 <input type="checkbox"/> 応募資格の確認
	選定会議	<input type="checkbox"/> 選定会議の開催（書類審査） <input type="checkbox"/> 選定会議の開催（ヒアリング） <input type="checkbox"/> 選定結果の確定 <input type="checkbox"/> 選定結果の通知 <input type="checkbox"/> 選定結果の公表（ホームページへの掲載）
	優先候補者との協議（仮協定）	<input type="checkbox"/> 優先候補者との協議（条件、リスク分担等の協議） <input type="checkbox"/> 仮協定書（基本協定）の作成、締結
11月～	指定の議決	<input type="checkbox"/> 議案書の作成 <input type="checkbox"/> 指定の告示 <input type="checkbox"/> 指定の通知 <input type="checkbox"/> 指定管理者の公表（広報、ホームページ等）
	協定の締結	<input type="checkbox"/> 利用料金の承認 <input type="checkbox"/> 管理経費（指定管理料）の調整 <input type="checkbox"/> モニタリング（業務報告、事業報告、評価基準、利用者アンケート等）の実施方法の協議 <input type="checkbox"/> 協定書（年度協定）の作成、締結
導入後	指定管理業務のモニタリング	<input type="checkbox"/> モニタリングの実施 <input type="checkbox"/> 評価結果の公表

地 方 自 治 法 (指定管理者制度関係部分の抜粋)
(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）

は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

総行経第38号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

} 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

尾張旭市 指定管理者制度の運用指針
平成17年5月 策 定
令和5年4月 第15訂

発 行 尾張旭市
尾張旭市東大道町原田2600-1
編 集 尾張旭市総務部財政課
編集協力 社団法人地域問題研究所
名古屋市中区錦一丁目10-27